

川口市おもいやり駐車場制度

おもいやり駐車場制度とは？

車いす使用者用駐車施設は、歩行困難の方が車いすの出し入れや駐車場から目的とする建物等へのアクセスがスムーズにできるように設けられています。

しかし現状は、必ずしもこのスペースを必要としない方々の利用により、このスペースを真に必要としている方々が利用できない場合がございます。

この制度は、車いす使用者用駐車施設において利用証を交付することにより、当該駐車施設の適正利用を促進する取り組みです。



▲利用証の使用例



▲この看板が目印です



▲おもいやり駐車場の例

♥ おもいやり駐車場の利用対象者（川口市在住者でなくても申請が可能です。）

障害の区分		障害の級別	
身体障害者	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障害	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級・2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級から4級までの各級及び※ ¹ 5級・6級	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
		移動機能	1級から4級までの各級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸小腸機能障害		1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	
戦傷病者	上肢・下肢機能障害・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能・肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
知的障害者		㊦及びA	
精神障害者		1級	
小児慢性特定疾患のうち色素性乾皮症		色素性乾皮症	
要介護認定を受けている者		要介護2以上	
難病者		※ ¹ 障害者総合支援法の対象	
妊産婦（※ ² 妊娠7ヵ月から申請できます。）		妊娠7ヵ月～産後3ヵ月	

※¹歩行が困難な旨の医師の診断書が必要です。

※²妊産婦の方は母子健康手帳に出産予定日が記入してあるか、ご確認をお願いします。

♥ 有効期間

身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者、
要介護者、小児慢性特定疾患のうち色素性乾皮症、難病者 } . . . 無期限

※対象者が車を利用しなくなった場合等は必ずご返却下さい。

妊産婦 妊娠7ヵ月から産後3ヵ月

※有効期間満了後は利用証のご使用できませんので必ずご返却下さい。

♥ 利用できる駐車場

公共施設はもちろん商業施設、病院、飲食店など川口市と協定を締結した施設の駐車場をご利用いただけます。（おもいやり駐車場の看板が表示されています。）

詳しい施設名は下記窓口及びホームページにてご覧になれます。

♥ 申請に必要なもの

① 交付申請書

窓口及びホームページよりダウンロードしてご記入ください。

② 添付書類（原本またはその写しが必要になります）

○身体障害者 身体障害者手帳

※下肢不自由5級・6級の方は別途歩行が困難な旨の医師の診断書が必要です。

○戦傷病者 戦傷病者手帳

○要介護者 介護保険被保険者証

○知的障害者 療育手帳

○精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

○妊産婦 母子健康手帳

※母子健康手帳に出産予定日が記入してあるか、ご確認をお願いします。

○小児慢性特定疾患のうち色素性乾皮症 小児慢性特定疾患医療受給者証

○難病者 特定疾患医療受給者証（小児慢性特定疾患医療受給者証を含む）

※別途歩行が困難な旨の医師の診断書が必要です。

③ 代理申請される場合は代理の方の身分証

♥ 主な注意事項

① この利用証は、交付された本人が買い物等で川口市内の対象施設内を利用する場合にのみ有効です。（道路上ではご利用いただけません）ご家族だけが対象施設を利用される場合には、この利用証は使用せず、一般の駐車場をご利用下さい。

② この利用証は、駐車施設の利用にあたって優先的に駐車できるものではありませんので、他の車が「おもいやり駐車場」を利用している場合や、混雑時等においては一般の駐車場をご利用下さい。

③ この利用証は、障害者手帳等の代わりにはなりませんので、各施設で手帳等の提示を求められた場合は各施設の指示に従って下さい。※この利用証では割引等のサービスを受けられません。

♥ 交付窓口及び問い合わせ先

川口市 都市計画部 都市計画課

川口市三ツ和 1-14-3 川口市役所鳩ヶ谷庁舎5階

TEL 048-242-6333 FAX 048-285-2003

Email 120.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

